

令和8年度琉球大学法科大学院

B日程 法学未修者コース 入試問題

記述式試験

令和7年11月9日（日曜日）
9時30分～10時15分（45分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 この試験では、**解答用紙**を事前に配布しています。構成用紙は受験者が準備してください。
- 2 試験問題はチャット機能で送付します。
- 3 解答は、必ず解答用紙に記入し、答案の何枚目であるかを示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 4 解答用紙が足りない場合は、解答用紙2枚目の裏面に記入下さい。
- 5 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 7 試験終了後、解答用紙を送信してもらいますので、指示があるまで席を立たないでください。
- 8 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】(45点)

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

*出典：末広巖太郎「嘘の効用」『改造』大正11年7月号(1922)

- 1 われわれは子供のときから、嘘をいってはならぬものだということを、十分に教え込まれています。おそらく、世の中の人々は——一人の例外もなくすべて——嘘はいってはならぬものと信じているでしょう。理由はともかくとして、なんとなく皆そう考えているに違いありません。

(中略)

ところが、それほど深く刻みこまれ、教え込まれているにもかかわらず、われわれの世の中には嘘がたくさん行われています。やむをえずいう嘘、やむをえるにかかわらずいう嘘、ひそかにいわれ陰に行われている嘘、おおっぴらに行われている嘘、否時には法律によって保護された——したがってそれを否定すると刑罰を受けるようなおそろしい——嘘までが、堂々と天下に行われているほど、この世の中には、種々雑多な嘘が無数に行われています。

実をいうと、全く嘘をつかずにこの世の中に生き長らえることは、全然不可能なようにこの世の中ができているのです。そこで、われわれお互いにこの世の中に生きてゆきたいと思う者は、これらの嘘をいかに処理すべきか、というきわめて重大なしかもすこぶる困難な問題を解決せねばなりません。なにしろ、嘘をいってはならず、さらばといって、嘘をつかずには生きてゆかれないのでですから。

(中略)

- 2 私はまず法律の歴史の上に現われたいろいろの「嘘」を二、三例示したいと思う。そうしてその「嘘」が実際にいかなる働きをしたかを考えてみたいと思います。

(中略)

英米の法律には「名義上の損害賠償」(nominal damages) という制度があります。いったい損害賠償は、読んで字のごとく、実際生じた損害を賠償させることを目的とする制度ですから、たとえ権利侵害があっても、実際上なんらの損害もなければ、損害賠償の義務は発生しないわけです。そこで、例えばわが国においては、甲が乙の所有地内に無断で侵入した場合に、乙から損害賠償請求の訴えが起こされても、その無断侵入の結果、事実乙がなんらの損害もこうむつていなければ、不法行為の成立要件を欠くものとして乙は敗訴せざるをえない。むろんただ合理的に考えれば、乙にはなんらの損害もないのだから、これが賠償を求むべきなんらの権利なきは当然である。けれども甲が乙の権利を侵害したという事実だけは確実です。その点において甲は悪いに違いないのです。ですから権利侵害はあったがなんらの損害もないからという理由で敗訴し、その結果、名目上とにかく負けたということになり、また同時に、敗訴者として訴訟費用を負担せしめられることは、乙にとってきわめて不愉快なことに違いありません。乙は「賠償はとれどもいい。しかし負けたくはない」と、こう考えるに違いないのです。この際もしも名目上だけで

も乙を勝訴者たらしめることができたら、彼はどれだけ喜ぶでしょう。英米法の「名義上の損害賠償」は実にこの場合における乙を救う制度です。いやしくも権利侵害があった以上、そこに必ずやなんらかの損害がなければならぬ。その損害の象徴として裁判所は被害者に例えれば金一銭を与えるとする。そうすれば被害者はたとえ金額は一銭でもとにかく勝訴したことになり、名目上はもちろん実利的にも訴訟費用の負担を免れるという利益がある。実際、損害の立証は立たぬ。しかし権利侵害があった以上必ず損害があったものとみなして、それを一銭という有形物の上に象徴するところがこの制度の妙味であって、①「嘘」の効用のいちじるしい実例の一つです。現在、わが国の法学者は一般に偏狭な合理主義にとらわれて「損害なければ賠償なし」という原則を絶対のものと考え、「名義上の損害賠償」のごときは英米独特の不合理な制度、とうていわが国に移すべからざるものと考えています。けれども、もしもわが国にこの制度が行われることになったならば、法律を知らぬ一般人の裁判所に対する信頼はどれだけ増大するであろうか、また不法行為法がどれだけ道徳的になるであろうか、私は切にそういう時期の至らんことを希望しているのです。しかし、それにはまず一般法学者の頭脳から偏狭な合理主義を駆逐して、もっと奥深い「合理によって合理の上に」出でる思想を植えつけねばなりません。

(中略)

3 法律は人間のために存するものです。人間の思想、社会の経済的需要、その上に立ってこそ初めて法は真に行われるのです。かつては、社会の思想や経済状態と一致した法であっても、その後、社会事情が変わるとともに法は事実行われなくなる。また立法者が社会事情の真相を究めずしてむやみな法を作ったところが、それは事実とうてい行われない。

(中略)

4 ことに、一国内の保守的分子が優勢なために、法令が移りゆく社会人心の傾向に十分に追随することができず、その結果「社会」と「法令」との間に溝渠ができた場合に「法令」をしてともかくも「社会」と調和せしめるものはただ一つ「嘘」あるのみです。世の中ではよく裁判官が化石したとか、没常識だとか申します。しかし、いかに化石し、いかに没常識であっても、ともかく「人間」です。美しきを見て美しと思い、甘きを食って甘しと思う人間です。ですから、まのあたり被告人を見たり、そのいうところを聴いたり、いろいろと裏面の事情などを知ったりすれば、「法」はどうあろうとも、ともかく「人間」として、ああ処分せねばならぬ、この裁判せねばならぬと考えるのは、裁判官の所為としてまさに当然のことだといわねばなりません。その際、もしも「法」が伸縮自在のものであればともかく、もしも、それが厳重な硬直なものであるとすると、裁判官は必ず「嘘」に助けを求めます。あった事をなかったといい、なかった事をあったといって、法の適用を避けます。そうして「人間」の要求を満足させます。それは是非善惡の問題ではありません。事実なのです。裁判が「人間」によってなされている以上、永久に存在すべき事実なのです。

(中略)

5 かくのごとく、歴史上「嘘」はかなりの社会的効用を呈したものであります。現在もまた同じ効用を現わしているものと考えることができます。それは人間というものが、みずからはきわめて合理的だとうねぼれているにかかわらず、事実は案外不合理なものだということの証拠です。

(中略)

6 大河は洋々として流れる。②人間がその河幅を狭めんとして右岸に鉄壁をきずく。水は鉄壁に突き当ってこれを破り去らんとする。しかも、事実それが不可能なことに気づくとき水は転じて左岸をつく。

〔設問1〕

下線部①に関して、筆者が考える「『嘘』の効用」について、文章中の表現を手がかりとして、わかりやすく説明しなさい。

〔設問2〕

下線部②に関して、筆者の主張を、文章中の表現を手がかりとして、わかりやすく説明しなさい。